

平成 23 年 11 月 29 日

民主党障がい者ワーキングチーム
座 長 中 根 康 浩 様

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
代 表 山 田 優

障害者総合福祉法の骨格提言への意見要望

当学会は、グループホーム等に暮らす入居者の声を制度に反映するための各種調査、入居者ワークショップ、サービス管理責任者の研修、グループホーム等の防火安全対策、グループホームにおける避難訓練等の調査や研究を行いつつあります。障害者総合福祉部会においても、グループホーム等に関する意見、地域生活移行に関する意見などを多く述べてきました。

障害者総合福祉法の制定に向けた検討に、大きな期待を持っていますが、新法が成立するまでに見直すべき課題も多いことは、過去民主党障がい者ワーキングチームの場で意見要望を伝えてきました。

障害者総合福祉法の制定にあたっては、入居者、障害のある当事者の意見を十分に聴き取り準備期間を十分かけながらスムーズな制度への移行となるよう、以下についてご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

※以下グループホーム等という表現はグループホーム・ケアホームを意味しています。

1. グループホーム等は 2 人から 4～5 人の住居定員を基本とする制度にしてください。

障害者自立支援法では住居に住む人数が 2 人から 10 人になっています。2 ユニットだと 20 人の入居集団になります。都道府県知事が認めれば 30 人まで可能になっています。新しいグループホームは 2 人から 4～5 人の小規模を原則とするようにお願いします。

2. 小規模の事業所でも運営ができるように、必要な人員配置ができる報酬に見直してください。

先日障害福祉サービスの経営実態調査が公表されました。グループホーム等の収支差、世話人、支援員、サービス管理責任者の常勤率は、居宅介護事業所と同じように低い数値になっていました。

特に小規模の事業所が経営面で困難な状況になっています。小規模事業所でも運営できるような報酬にしていきたい。

3. 夜間支援の実態にあった職員体制と報酬を検討してください。

夜間支援は、グループホームでは夜間防災体制加算、ケアホームでは夜間支援体制加算で、当直、夜勤、夜間・早朝の巡回で加算を申請しています。支援の実態に応じた報酬を検討してください。

4. グループホーム等の制度が障害のある大人だけでなく、児童、高齢者も共生できる制度に発展させてください。

身体障害のある人のグループホーム利用が可能になりました。地域によっては、児童、高齢者と共生する住まいのあり方を実践している所が多くなってきました。障害者も高齢者も児童も住めるような制度の創設を検討していきたい。

5. グループホーム等の職員配置は夕方から朝までの支援の職員の配置が基準になっています。入居者の高齢化、障害の重い人が利用する場合、必ずしも全ての人が日中活動に通うわけではありません。居室でゆっくりと過ごしたり、余暇を楽しむ場合もありますし、体調を整えるために静養する場合もあります。日中支援する場合の職員配置を考えてください。

6. グループホーム等で個別的なホームヘルプサービス等がケアプランの下で受けられる制度設計にしてください。

現在は区分4以上に重度訪問介護、行動援護等を利用する人が対象になっています。入居者の多様化が予想されます。ケアプランを立て必要な人には、ホームヘルプサービスが使えるような制度にしていきたい。

7. すべての法律において、グループホームは住宅として位置付けるべきです！

消防法ではグループホーム等は「社会福祉施設」として位置づけられ、建築基準法では自治体によってグループホームの取り扱いが異なっており、「寄宿舍・共同住宅」への用途変更を求める自治体もあります。そのために戸建て住宅を使用したグループホームの設置ができなくなっている場合もあります。

既存の住宅をグループホームとして利用することで、障害者が地域の中で生活する場を確実に確保することができます。また、全国的に使われなていない戸建住宅が増えており、空家の有効活用という観点からも既存の住宅をグループホームとして利用することは重要です。これまでどおり既存の戸建住宅を使ってグループホームを設置できるように、省庁間の調整をおこなう必要があります。

障害者総合福祉法では、グループホーム等設置の要件として小規模一般住宅（2人から5人）で防火対策についても盛り込むことで整理し、他法との調整をはかることも検討すべきではないかと考えます。

8. 地域生活への移行には、住まいの確保が不可欠です。

グループホーム等の確保は、第一期作業チーム「日中活動とGH・CH 住まい方支援」のまとめと連動させるとともに、優良中古住宅の積極的な確保を提案してください。商店街の空き住宅は高齢者を含め障害者には交通手段を含めて利便性が優れています。建築基準法での一般住宅から福祉施設（100㎡以上）と用途が別体系に区分され、用途変更に伴う建物設備の改修がかなり負担になり、また現状回復による退去も伴うため借りることが困難になります。厚生労働省・総務省（消防庁）・国土交通省等関係省庁の整合性を図るとともに特区による規制緩和による住宅の推進を検討してください。

9. 医療ケアを常時必要とする入居者がグループホーム等で入居する場合に、看護師を配置した場合の配置加算を創設していただきたい。

障害の重い人がグループホーム等で生活する場合、常時医療ケアが必要な場合、看護師を配置する必要がある。看護師を配置した場合の報酬を検討していただきたい。

10. 地域生活する人たちが困った時、すぐ相談できる相談支援体制を各地に作って、地域生活を支えるような制度にしていきたい。